平成２２年（フ）第４４６号
大阪府和泉市今福町２丁目９番11―106、住民票上の住所大阪府和泉市小田町586番地の１－２―1411
債務者　上田　典子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
大阪府岸和田市南上町２丁目20番３―306号、前住所大阪府岸和田市野田町１丁目12番22―405号
債務者　永海　弥生（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
大阪府和泉市唐国町２丁目10番55―102号
債務者　前田　武士
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地70棟505号
債務者　三澤　由理（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
大阪府和泉市伯太町４丁目13番３号
債務者　山本　和仁
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
大阪府岸和田市磯上町３丁目19―１、住民票上の住所大阪府岸和田市磯上町２丁目11番６号
債務者　Mテックムツウラこと　六浦　正延
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
大阪府貝塚市小瀬527番地２シヤルマンフジ貝塚103号、前住所大阪府貝塚市清児665番地３－５―202
債務者　岸和田谷由美子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番77―104号
債務者　坂口　孝枝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
大阪府貝塚市麻生中316番地４
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
大阪府貝塚市麻生中316番地４
債務者　吉田　佳代
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
大阪府岸和田市土生町２丁目18番16―405号
債務者　脇　ゆき子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目20番22号藤田マンション13、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目14番19号
債務者　藤末　牧子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
大阪府和泉市上代町99番地の７
債務者　細川　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
大阪府泉大津市要池住宅７番902号
債務者　立花　政子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
大阪府泉佐野市松原２丁目３番22号
債務者　深瀬　伸幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
香川県高松市香川町浅野3303番地１
債務者　東原　早苗（旧姓木道）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２０６号
香川県高松市花ノ宮町２丁目７番30号
債務者　中川慶一郎
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係